

【参考資料】入居に関わる事項

【1】入居要件

申請者は、次の入居要件をすべて満たしていることが必要です。ただし、申請者が本学の教職員の場合は、要件②を除外します。

要件①	次の（１）から（４）のいずれかに該当する者であること
	(1) 材料科学による人と環境にやさしいデバイス研究開発・実証を、センターにおいて実施する企業・団体等 (2) 本学の研究成果の活用又は大学との連携（連携しようとする者を含む。）により、新たな事業展開を図ろうとするスタートアップ (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人又は企業・団体等と共同研究等を行う本法人の教職員 (4) その他、本学が貸付施設を貸し付けることが適当であると認めた者
要件②	本学と入居に関する賃貸借契約を締結できること
要件③	貸付料（共益費及び消費税を含む。）、光熱水費等を支払う能力を有すること
要件④	本学、他のレンタル研究室入居者および近隣住民等に迷惑をかけないこと
要件⑤	本学の指示した事項に従うこと

【2】保証人および保証金について

本学と学外者とが締結する定期建物賃貸借契約においては、保証人の設定および保証金の預け入れを条件とする場合があります。詳細につきましては、事務局までお問合せください。

【3】退居について

- 入居期間満了日までに退居すること。
- 契約が解除された場合は、本学が指示する期日までに速やかに退居すること。
- 物件を明け渡す前に原状回復すること。

【4】賃貸借契約の解除について

- 貸付料や水道光熱費を期日までに支払えなかった場合は、入居契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。
- 信州大学や、他の入居者、近隣の住民等に、迷惑や被害を与え、信州大学からの指導によっても改善が見込めない場合、入居契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。
- その他、入居に関して障害が生じた場合は、入居契約期間中であっても、信州大学は契約を解除できる。